

宇部市交通創造コンソーシアム規約

(名称)

第1条 この会は、宇部市交通創造コンソーシアム（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民等の移動手手段の確保、移動の利便性・快適性につながる持続可能な交通システムの形成及び交通を活用した魅力あるまちづくりの推進のため、多様な主体が保有する知識、技術、情報等を共有するプラットフォームを構築し、地域の課題解決及び事業化の方策を検討することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業について情報収集、調査・研究及び事業化の方策のための検討を行なう。

- (1) 支えあい交通システム
- (2) まちなかモビリティマネジメント
- (3) 自動運転車を活用したまちづくり
- (4) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 本会会員は、有識者、交通事業者、企業、行政、その他本会の目的の趣旨に賛同する団体等をもって構成する（原則個人は対象としない。）。

2 前条に規定する会員とは別に、必要に応じて交通に関する専門のアドバイザーを配置する。

(会長及び副会長)

第5条 本会の会長及び副会長は、会員の互選により選任する。

- 2 会長は、本会を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする企業、団体等は、会長に宇部市交通創造コンソーシアム入会申込書（別紙）を提出し、その承認を受けなければならない。

(退会)

第7条 本会を退会しようとする者は、会長に書面を持ってその旨を届けなければならない。

(会議)

第8条 本会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議事項の内容により、会議の開催に代え文書による協議を行うことができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

- 7 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ意見又は説明を求めることができる。
- 8 会議では、本会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
 - (1) 本規約の改正
 - (2) 第3条に規定する事業の実施に関する事項
 - (3) その他本会の運営に関して重要な事項

(プロジェクトチーム)

第9条 第3条に規定する事業を実施するため、本会で決定したテーマ毎にプロジェクトチームを設置する。

- 2 プロジェクトチームは、会長が指定した会員が中心となり、その目的に応じた調査・研究等の取組を行う。
- 3 プロジェクトチームは、前項の取組内容を適宜、本会へ報告する。
- 4 プロジェクトチームの運営に関して必要な事項は、本会で定める。

(期間)

第10条 本会の設置期間は、平成34年3月31日までとする。ただし、総会において期間の延長が承認された場合はその期間とする。

(事務局)

第11条 本会の事務局を、宇部市総合戦略局共生社会ホストタウン推進グループに置く。

(秘密保持)

第12条 会員は、第2条の規定による本会の目的に反して、正当な理由なく、本会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、本会で定める。

附 則 この規約は、平成30年1月31日から施行する。

附 則 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(別紙)

宇部市交通創造コンソーシアム入会申込書

宇部市交通創造コンソーシアム会長 様

年 月 日

団体名 _____

所属・役職名 _____

氏 名 _____

宇部市交通創造コンソーシアムの目的に賛同し、入会を希望します。

なお、入会にあたり、「宇部市交通創造コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）に係る秘密保持の取扱いに関して下記の事項を守り、これに従うことを誓います。

記

- 1 コンソーシアムで知り得た情報は、コンソーシアムの活動以外の目的に使用しません。ただし、本会の承諾を得た場合は除く。
- 2 上記1については、コンソーシアムを退会した場合及びコンソーシアムが解散した後についても同様の取扱いとします。

企業(団体)名		
代表者名		
所在地		(〒 -)
連絡先	担当者	
	TEL	
	FAX	
	Eメール	